

Focus 2

「米国救済計画」を策定——バイデン新政権の動向

アメリカ・バイデン大統領は1月22日、1兆9,000億ドル規模の経済・雇用対策案「米国救済計画 (American Rescue Plan、ARP)」の実現を目指す方針を発表した。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対策としては、トランプ前政権が2020年12月27日に9,000億ドル規模の予算措置 (2021年統合歳出法、Consolidated Appropriations Act 2021) を講じていた。新政権はこれを不十分だとして、大統領交代前の14日に同計画の内容をあらかじめ公表し、直接給付額の増額、失業保険特例・加算措置の増額・再延長などを盛り込んだ。以下、同計画の概要を過去2回の対策とともに紹介する。

景気刺激策

トランプ政権では過去2回、コロナ禍での大規模な経済・雇用対策を実施してきた (表) (注1)。

21年統合歳出法による個人への直接給付は600ドルで、初回 (最大1,200ドル) の半額となった。2019年の収入が個人で7万5,000ドル、夫婦で15万ドルを超える場合は減額される (個人8万7,000ドル、夫婦17万4,000ドルを超すと支給されない)。子どもへの給付は前回の500ドルから600ドルへと増やした。

バイデン新政権の計画では、1人あたり最大1,400ドルの追加支給を盛り込んだ。また同計画は、連邦最低賃金を1時間あたり15ドル (現行7.25ドル) へと引き上げることにも言及している (注2)。

失業保険の特例・加算措置

失業保険について昨年3月の対策では、(1)週600ドルの加算支給 (連邦パンデミック失業補償、Federal Pandemic Unemployment Compensation、FPUC)、(2)ギグ・ワーカーやフリーランス、自営業者らを対象にした特例給付 (パンデミック失業支援、Pandemic Unemploy-

ment Assistance、PUA)、(3)受給期間満了者に対する最長13週間の継続給付 (パンデミック緊急失業補償、Pandemic Emergency Unemployment Compensation、PEUC)などの制度が設けられた。

FPUCは昨年7月末で失効し、PUAとPEUCは期限を同12月26日までとしていた。(1)は8月8日の大統領令により300~400ドルを加算する措置 (注3) に代わったが、その予算も底をつく状態になっていた。

21年統合歳出法では、FPUCの加算額を週300ドルに設定。支給期間は2020年12月27日から21年3月14日 (失業給付を支払う週の終わりを土曜日としている州は13日) までの最長11週間とした。PUAとPEUCの支給期限は11週間延長した。

バイデン新政権の計画では加算額を週400ドルに増やし、一連の特例措置の期限を2021年9月末へと延長するものとなっている。

21年統合歳出法では、複合所得者失業給付 (Mixed Earner Unemployment Compensation、MEUC) を創設した。この制度は自営と雇用 (給与) の双方で収入を得ている「複合所得者」を対象とするもの。前述のPUAは少しでも通常の失業保

険を受給している者を対象から外している。このため、大半の収入を自営業で得ていた者が、その収入源を失った場合、わずかな額の失業保険しか給付されない問題が生じていた。このため、①通常の失業給付 (週1ドル以上) を受けている②直近年度の自営業収入が5,000ドル以上ある、という条件を満たす者に対し、通常の失業保険に週100ドルを追加して給付することとした。

なお、バイデン大統領は1月22日、仕事が見つかって新型コロナへの感染の恐れから職に就かずにいる者も失業保険の給付対象であることを明確にするよう連邦労働省に求める大統領令を出した。

米国の失業保険制度は、連邦のガイドラインに基づき、各州がそれぞれの州法を定めて運用している。連邦労働省ウェブサイトは、失業保険の給付資格を失う一般的な要件の一つとして、「適切な仕事への就職を拒んだ場合」を挙げている。「正当な理由 (good cause)」があって拒否する場合は資格を保持できるが、その基準は州等によって異なる。このため、感染を危惧して、紹介された仕事への就職や職場復帰を取りやめた者が、給付資格を失う可能性のある状態になっていた。バイデン大統領は同日、この問題に関し

表 米国におけるコロナ危機の主な経済・雇用対策

法律名等	①2020年3月27日トランプ大統領署名 (コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法、CARES法)	②2020年12月27日トランプ大統領署名 (2021年統合歳出法)	③2021年1月14日バイデン新政権発表 (米国救済計画、American Rescue Plan、ARP)
直接給付	1人あたり最大1,200ドル(成人)、500ドル(非成人)	1人あたり最大600ドル(成人・非成人とも)	1人あたり最大1,400ドル(成人・非成人とも)を追加支給
失業保険	<ul style="list-style-type: none"> ・週600ドル加算(FPUC) ・ギグ・ワーカーやフリーランス向け特例支給(PUA) ・受給満了者の支給期間延長(13週間)(PEUC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・週300ドル加算(3月14日まで) ・左記特例措置を11週間(3月14日まで)延長 ・「複合所得者失業給付(MEUC)」を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・週400ドル加算(9月末まで) ・左記特例措置を9月末まで延長
中小企業従業員給与保護(PPP)	従業員月間平均給与の2.5倍(上限1,000万ドル)を融資。75%(6月のPPP柔軟化法施行で60%に緩和)を給与関係費用に充てれば返済免除(免除額は雇用や給与水準の削減程度に応じて減少)	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・一定の条件のもと2回目の融資(月間平均給与の2.5倍・上限200万ドル)を可能に ・宿泊・外食産業への2回目の融資は、月間平均給与の3.5倍(上限200万ドル)に 	<ul style="list-style-type: none"> —(総額150億ドルの助成金、同350億ドルの低金利融資を設立)
有病病気休暇、拡大家族・医療休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員500人未満規模を対象(50人未満規模への免除規定あり) ・行政や医師から隔離を要請された従業員等に最長2週間(最大10日間)の有給休暇を付与 ・学校・育児施設の閉鎖で子どもを世話する者らには、最長10週間の有給休暇を追加付与 ・休暇中の給与は最大1日511ドルまたは同200ドルを上限に税額控除 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記制度の法的義務は失効。 ・制度を維持する事業主に対して税額控除措置を継続(3月末まで)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇期間を14週間以上に拡大 ・休暇期間中に最大で週1,400ドルを支給 ・500人以上規模、50人未満の事業者等を対象に含む(500人未満規模に税額控除を適用)

資料出所：内国歳入庁、米大統領府、連邦議会、連邦中小企業庁、連邦労働省、各ウェブサイトより作成

て「生死にかかわるパンデミックの最中に、自分や愛する人の健康と生計のどちらかを選択する必要はない」とコメントした。

中小企業の雇用維持支援

21年統合歳出法では中小企業向けの緊急融資制度である給与保護プログラム(Paycheck Protection Program、PPP)のため、あらためて約2,844.5億ドルを計上した。この融資を活用して従業員の雇用や給与水準を維持した場合に返済を免除する仕組みで、雇用維持目的の助成金としての性質を帯びている。連邦財務省及び同中小企業庁によると、制度ができた2020年4月3日から申し込みを締め切った8月8日までの間に、合計521万件、総額5,250億ドル、1件あたり平均10万ドルの融資が行われ、5,100

万人の雇用維持に貢献したという(注4)。

具体的には、従業員数500人未満の中小企業等に対して、1,000万ドルを上限に、従業員の月間平均給与総額の2.5倍を連邦政府(中小企業庁)の保証で融資する。事業主は融資を借り入れ後8~24週間以内の従業員の給与、有給休暇、保険料、家賃、水道光熱費、通信費、住宅ローン利息の支払いなどに充てることができる。21年統合歳出法に基づく制度改正により、新型コロナウイルスから労働者を保護するための器具購入費や、略奪・破壊行為で損害を受けた時の修理費などにも使えるようにした。

融資の返済は、融資の60%を給与関連の費用に充てることを条件に免除される。融資期間中に従業員の雇用や給与水準を削減した場合、その程度に応じて返済免除額は減額される。なお、

2020年2月15日時点で事業を運営していたことも条件とされている。

申請はこれまで1回限りとしていたが、2回目の利用が認められるようになった。その要件として、①従業員300人以下であること、②2020年のいずれかの四半期の総収入が前年同期に比べて少なくとも25%減少していること、③過去の融資をすでに使用した、または使用予定であること、を挙げている。融資額は従業員月間平均給与の2.5倍で変わらないが、上限は200万ドルとした。ただし、宿泊業や外食産業の事業者が2回目の申請を行なう場合は、月間平均給与の3.5倍(上限は最大200万ドルで同じ)としている。

また、過去に融資を利用できなかった中小企業向けに350億ドル、低・中所得地域における小規模企業(従業員

10人未満)あるいは1件25万ドル未満の借り手企業に対し、初回分150億ドル、2回目分250億ドルをそれぞれ確保する措置などを講じている。

受け付けは1月11日から始まり、3月31日(あるいは予算の残額がなくなった時点)を申し込みの期限としている。

バイデン新政権の計画はPPPに触れていないが、新たな中小企業対策として総額150億ドルの助成金支給や350億ドルの低金利融資を盛り込んでいる。

いわゆるワークシェアリングの制度としてコロナ禍以前から設けられている操業短縮補償(Short Time Compensation、STC)について、21年統合歳出法は連邦政府による資金拠出の期限を2020年12月末から21年3月14日へと延長した。STCは従業員を解雇する代わりにその労働時間を短縮する場合、当該従業員に失った賃金の補償として失業給付の一部を支給するもの。制度の有無や内容は州によって異なる。昨年3月の経済対策にはSTCがある州に関連資金の100%、ない州には制度の運営に必要な資金の50%を連邦政府が負担(総額1億ドルを拠出)することが含まれていた。

バイデン新政権の計画はこの制度に全額出資することが記載されている(期限は9月末まで)。

その他の施策

21年統合歳出法はコロナ禍の影響を受けた中小企業に対し、事業運営の資金を低利で貸し出す経済的損傷災害融資(Economic Injury Disaster Loan、EIDL)に200億ドルを計上した。

税制面では、収入減の事業主を対象にした従業員雇用継続税額控除(Employee Retention Tax Credit、

ERTC)に200億ドルを計上し、制度の期限を2020年12月末から21年6月末に延ばした。21年1月以降、控除する範囲をそれまでの従業員給与1人あたり年間最大1万ドルの50%(=最大5,000ドル)から、同四半期あたり70%(=最大1万4,000ドル)へと拡大している。

従業員500人未満の中小企業等を対象にした緊急家族医療休暇(有給病気休暇、拡大家族・医療休暇^{注5})は2020年12月末で失効した。この休暇制度は、新型コロナ関連で行政や医師から隔離を要請されたりした従業員に対し、最長2週間(最大80時間)の「有給病気休暇」を付与するもの。さらに雇用期間30日以上従業員が学校・育児施設の閉鎖等により18歳以下の子どもを世話する必要がある場合、最長10週間の「拡大家族・医療休暇」が追加的に付与される。給与の支給率は休暇の理由によって100%か3分の2とされ、それぞれ最大1日511ドル、同200ドルを上限に税額控除される。21年1月以降、こうした休暇付与の法的義務はなくなったものの、事業主の判断により同様の休暇制度を維持する場合、税額控除の措置を21年3月末まで延長することとした。

バイデン新政権の計画では、有給休暇の期間を14週間以上に拡大するとともに、休暇期間中に最大で週1,400ドルを支給するとしている。

また、対象事業者を500人以上規模の大企業や、50人未満の小規模企業(現行制度では事業の存続を危うくする場合に休暇の付与が免除されている)、連邦政府機関に拡げる。税額控除は500人未満規模を対象とする。

[注]

1 2020年3月の経済対策については「新型コロナウイルスの感染拡大に対応する雇

用維持・生活支援策—アメリカ」『Business Labor Trend』2020.7を参照。

2 計画は具体的な引き上げの方法を示していなかったが、与党・民主党は1月26日、現行最賃をまず時給9.5ドルとしたうえで毎年段階的に引き上げ、4年後(2025年)に15ドルとする法案(2021年賃金引き上げ法案)を発表した。5年後からは全米時給の中央値の上昇率に応じて引き上げることや、毎月30ドル以上のチップを受け取る労働者、若年者(20歳未満で、就職して90日に達していない者)、障がい者に対する特例措置を徐々になくしていくことなども規定している。

バイデン大統領は1月22日、「週40時間働く人は貧困線以下で生活すべきではない」と述べ、最賃引き上げの必要性を訴えた。連邦政府及び連邦政府契約事業者の労働者の最賃を15ドルに引き上げる取り組みを進めるとの大統領令も同日に出されている。

3 喪失賃金支援プログラム(Lost Wage Assistance Program)という。連邦政府の災害救済基金が300ドル、州政府が100ドルを拠出し、負担できない州は連邦政府拠出分の300ドルのみ加算する。多くの州が連邦政府拠出分のみ(300ドル)の加算支給を選択。その予算も9月上旬には枯渇する状態になっていた。

4 PPP及び後述のSTCについては「中小企業向け雇用維持の取り組み—アメリカ」『Business Labor Trend』2020.12を参照。

5 家族第一コロナウイルス対応法(the Families First Coronavirus Response Act、FFCRA、2020年3月18日大統領署名)に基づく。既存の家族及び医療休暇法(the Family and Medical Leave Act、FMLA)による休暇制度の要件(最大12週間、職場から75マイルの範囲内の従業員数が50人未満の企業で働く者を対象、無給)を大幅に拡大した。

追記：バイデン政権は計画実現のための法制化を進めている。2月12日時点で検討中の関連法案では、①1,400ドル給付の対象者は年収10万ドル(夫婦で20万ドル)以下の者とし、7万5,000ドル(夫婦で15万ドル)を超す者は減額給付②失業保険の加算・特例措置は8月29日まで延長——などとしている。

【参考資料】

全米商工会議所、日本貿易振興機構、内国歳入庁、バイデン政権移行公式、ブルームバーグ通信、米大統領府、連邦議会、連邦財務省、連邦財務省中小企業庁、連邦労働省、各ウェブサイト

(海外情報担当)